

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針質問回答

NO.	質問対象	質問内容	回答
1	公募設置等指針 P.7	【事業内容イメージ】について区間6の指定管理者は別途公募で決められるのでしょうか。それとほかの区間の指定管理者様が一緒に維持管理、運営をされますでしょうか。	他区間と併せ、指定管理者制度による維持管理・運営を想定しています。指定管理者の選定方法・時期等の詳細は現時点で未定であり、決定次第お示しします。
2	公募設置等指針 P.9	(4)業務範囲について公募対象公園施設整備・管理運営業務の概要に代表法人以外の構成法人とありますが、本事業のためにSPCを設立し、整備・管理運営の主体になる想定をしています。問題ありませんか？	選定後に、本事業の実施を目的としてSPCを設立し、当該SPCを事業実施主体とすることは可能です。公募設置等計画の提出時点でSPCを設立していない場合は、代表構成法人を設置等予定者として公募設置等計画を提出してください。その後、公募設置等計画の認定を受け、代表構成法人が認定計画提出者となった後に、必要な手続きを経て、SPCに認定計画提出者の地位を承継するものとします。このような手続きを想定する場合は、提案時にその内容を明示してください。なお、提案にあたっては、提案時点の代表構成員および主な応募構成員がSPCに出資することを前提とした体制として提案してください。また、SPCの設立を前提とした提案を行った応募法人等が設置等予定者に選定された場合には、協議の上、当該体制に応じた内容となるよう基本協定書を調整しうえて締結するものとします。
3	公募設置等指針 P.9	設置管理許可を得た認定計画提出者（代表法人）が、代表法人以外の構成法人に許可権利を利用させ、その構成法人が建築主となり整備・管理運営を行うことは可能でしょうか。	当公募ではグループ提案の場合、JV全体を認定計画提出者と想定しています。認定計画提出者の中で、代表法人以外の構成法人が整備・管理運営を行うことは可能です。
4	公募設置等指針 P.10	(5)公募事業の流れの④標準設計の修正設計について、公募設置計画により、現状想定されている造成計画よりもより良い案を提案できた場合、その増額分が必ず認定計画提案者負担になると造成を変更しない案を出さざるを得ないかと考えます。より柔軟な案をご提案できるよう、負担者は協議とさせていただきますでしょうか。	公募対象施設（公園の利用増進に資する収益施設）の敷地を確保するための修正設計・造成費用については、原則、認定計画提出者負担としています。しかしながら、提案内容によって負担者を定めたい場合は、提案内容や変更の趣旨・効果、施工上の合理性等を踏まえ、別途協議を行います。
5	公募設置等指針 P.10	(5)公募事業の流れの⑤公募対象施設の設置、管理運営について、工事中は公募対象公園施設に対してのみ使用料が発生すると思いますが、建設予定の建物面積で算出するのか、現場事務所など工事中に必要な面積を特定公園施設と公募対象公園施設で按分するのかなど、算定方法を教えてください。	使用料等の算出の対象となる面積は、公募対象公園施設または利便増進施設の面積とし、建設予定の面積で算出します。
6	公募設置等指針 P.11	(5)公募事業の流れの⑥特定公園施設（任意提案施設）の管理運営について、P.7で「区間6の指定管理者制度の中で～」とありましたが、認定計画提出者が区間6の指定管理者にも同時になるという意味でしょうか。	認定計画提出者が本公募と同時に区間6全体の指定管理者に選定されるものではありません。管理主体の整理は以下のとおりです。 ・特定公園施設（任意提案施設）：本市へ譲渡した後、原則として本市が指定する区間6の指定管理者が維持管理・運営を行います。 ・特定公園施設（任意提案施設）：認定計画提出者が本市から管理許可を受けて、自らの負担で維持管理・運営を行います。
7	公募設置等指針 P.11	(5)公募事業の流れの⑦モニタリングの実施について、モニタリングの公開範囲を教えてください。企業ノウハウなど機密情報が多分に含まれる可能性が高く、広く公開されることは避けたいと考えています。	モニタリング結果は、市内内部での確認および必要に応じた委員会等での共有に用いることを基本とし、原則として公表しません。ただし、法令に基づく情報公開請求等により開示の必要が生じる場合があります。この場合は、非開示情報の取扱い等を踏まえ、認定計画提出者と協議の上対応することとします。
8	公募設置等指針 P.11	(7)事業期間・認定の有効期間の認定公募設置等計画の有効期限に関して、有効期限である20年を迎える際に施設の老朽化や営業体制に問題がない場合、市と協議の上、解体・現状復旧せずに期間延長ができるような基本協定案にさせていただきたいのですが、可能でしょうか。	事業期間終了時は、原則として認定計画提出者の責任と負担により施設を撤去し、原状回復の上で返還いただくことを基本とします。ただし、期間満了時点の状況を踏まえ、期間終了後に新たな設置管理許可（法第5条）の申請がなされる場合には、関係法令・手続を前提として、市と協議する余地があります。協定書に「期間満了前に協議を行う」旨を規定することについては、提案内容を含め別途検討します。
9	公募設置等指針 P.11、12	特定公園施設の全体敷地で1引込とする場合は、子メーター（検定付き私設メーター）で計量、計測が必要と考えてよいでしょうか。	公募対象公園施設で使用するインフラは、原則として、本市が整備・管理するインフラとは独立して設けるものとします。ただし、認定計画提出者の提案により、これに寄りたい場合は別途協議により決定します。なお、標準設計においては、認定計画提出者の給水の引き込みは西側からの引き込みを想定しており、本市の管理する特定公園施設等の引き込みについては北側の引き込みを想定しています。
10	公募設置等指針 P.11、12	上記にて子メーターが必要な場合、メーター分けが必要な系統に指定があればご教示ください。	NO.9のとおりとします。
11	公募設置等指針 P.11、12	キュービクルや子メーターを設置した場合、管理運営業務は草津市と考えてよいでしょうか。	公募対象公園施設で使用するインフラについては、本市として施工する旨を図面明示した以外の範囲については、認定計画提出者の責任と負担により、設計・整備・保守を行うものとします。また、事業終了前の撤去にかかる費用についても、認定計画提出者が負担するものとします。
12	公募設置等指針 P.11、12	本計画にて高圧受電が必要となった場合、工事期間中の電気主任技術者の選任から草津市にて行っていただけますでしょうか。または認定計画提出者の負担とし、引渡し後に切替となりますか。	公募対象公園施設に関する受電設備等により高圧受電が必要となった場合の工事および運営期間中の電気主任技術者の選任は認定計画提出者の負担となります。
13	公募設置等指針 P.12	電力引込に関して、電力会社とは協議済でしょうか。協議済の場合、指導事項等あればご指示ください。	公募対象公園施設のインフラ整備に伴い、新たな引込み等を行う場合は、認定計画提出者において、各インフラ事業者（関係事業者を含む）と協議してください。
14	公募設置等指針 P.12	インフラ設備等において各種負担金や給水加入金が発生する場合は、草津市にて負担いただけてと考えてよいでしょうか。	標準設計にて想定し、図面図示している管径において生じる給水メーターの新設負担金ならびに給水メーター工事手数料については本市にて負担を予定しています。
15	公募設置等指針 P.12 電気設備平面図	図面上、白黒表示となっている引込柱3、L-3盤、道路灯（B2～B5、B12～15系統）は草津市施工範囲でしょうか。	お見込みのとおりです。
16	公募設置等指針 P.12 電気設備平面図	引込柱4、L-4盤、監視カメラ、駐車場システム系統の電力引込が草津市施工範囲となっていますが、駐車場外灯、公衆便所や屋根付き広場等で使用する照明やコンセント等の必要電源は認定計画提出者の負担と考えてよいでしょうか。	引込柱4、L-4盤（照明灯・監視カメラのみ）、監視カメラに要する施工については本市による負担を想定していますが、駐車場システム系統の分電盤ならびに電力引込駐車場外灯、公衆便所や屋根付き広場等で使用する照明やコンセント等の必要電源は認定計画提出者が負担してください。なお、公募対象施設と特定公園施設の分電盤については、原則として、別系統による設置を望みます。
17	公募設置等指針 P.12 電気設備平面図	北側に青文字にて「引込柱※参考」と記載がありますが、草津市施工の引込系統（引込柱3、4）とは別引込が可能と考えてよいでしょうか。	標準設計において、認定計画提出者の電気の引き込みは当該箇所を想定しています。
18	公募設置等指針 P.12 電気設備平面図	本計画地における電力引込系統は特定公園施設の全体敷地で1引込と考えてよいでしょうか。または草津市施工範囲の引込柱4、L-4盤系統の低圧引込と別引込になりますか。	標準設計において、認定計画提出者の電気の引き込みは「引込柱※参考」を想定しています。
19	公募設置等指針 P.12	上記において電力容量の増設が必要な場合、草津市施工範囲と認定計画提出者の費用負担はどのように計画すればよいでしょうか。	公募対象公園施設のインフラ整備に伴い、新たな引込み等を行うに当たって、負担金、使用料等が必要となる場合は、認定計画提出者が負担してください。なお、市施工範囲に影響する増設・仕様変更が生じる場合の取扱いは、内容に応じて別途整理します。
20	公募設置等指針 P.12	収益施設の計画等にて高容量の電気容量が必要な場合は、敷地内にキュービクルを設置して、特定公園施設の全体敷地で高圧受電を計画しても良いでしょうか。また、キュービクル設置箇所については、公募対象公園施設の使用料は下限はどちらでしょうか(1765円/m2もしくは594円/m2)	キュービクルの設置が必要な場合は、認定計画提出者の負担により整備することが可能です。設置場所については、協議の上決定するものとします。なお、公募対象公園施設の使用料は、「公募対象公園施設の年間使用料の下限」「上記以外の土地」（594円/㎡以上）とします。
21	公募設置等指針 P.12 15枚ノ内4 給水設備平面図	15枚ノ内4 給水設備平面図 「受水槽一式」が敷地の北西角に標準設計となっているが、これは特定公園施設（園路及び広場、公衆便所等）の為に設備でしょうか。公募対象公園施設のために別途必要であれば受水槽を民間投資で計画する必要があるということでしょうか。特定公園施設のための施設の場合、受水槽容量や加圧ポンプの仕様は決まっていればご教示ください。また、特定公園施設用の受水槽の場合においても、標準設計の位置から場所を変更することは良いのでしょうか。	特定公園施設（園路および広場、公衆便所等）ならびに公募対象公園施設（公園の利用増進に資する収益施設）を対象とした受水槽を想定しており、最終の仕様・設置位置については認定計画提出者の提案を踏まえ、本市と協議によって決定するものとします。

22	公募設置等指針 P.12 15枚ノ内4 給水設備平面図	15枚ノ内4 給水設備平面図 公募対象公園施設のために引き込む給水管は、標準設計で計画されている北側道路と西側道路の量水器以降で分岐して計画としてよいでしょうか。その際、管理用の小メーターを設置し使用量の確認とする計画でよいでしょうか。もしくは、引込管を2系統とし特定公園施設用量水器と公募対象公園施設用と量水器を並べて設置する計画としてよいでしょうか。西側から給水引込系統に受水槽の表記がありますが、受水槽容量や加圧ポンプの仕様は決まっていますか。	公募対象公園施設で使用するインフラは、原則として、本市が整備・管理するインフラとは独立して設けるものとします。ただし、認定計画提出者の提案により、これに寄りがたい場合は別途協議により決定します。なお、標準設計においては、認定計画提出者の給水の引き込みを想定しており、本市の管理する特定公園施設等の引き込みについては北側の引き込みを想定しています。受水槽の仕様等についてはNO.21回答のとおりとします。
23	公募設置等指針 P.12 17枚ノ内2 電気設備平面図	北側道路の関電柱大11付近から「引込柱※」が標準設計で計画されているが、避難通路等や使用する上で有効幅員が規定されているのか。不可となる場合は、引込柱-4付近または引込柱-4を利用することは可能か。また、その際に公募対象施設の電気の引込について、HH12～HH15を利用して計画することは可能でしょうか。	標準設計においては道路幅員外での建柱を想定しております。また、公募対象公園施設については、特定公園施設と別引込みでの電源供給を想定しています。なお、関係機関協議の結果不可となった場合は別途協議するものとします。
24	公募設置等指針 P.12 17枚ノ内11 詳細図-6	特定公園施設(公衆便所、大屋根広場)の電気については分電盤L-4に2系統追加となるのか。それとも公募対象公園施設に別途引込からの電源供給となるのでしょうか。その場合は、電気利用料の請求はどのように考える必要があるのか。	特定公園施設については、公募対象公園施設と別引込みでの電源供給を想定しています。なお、関係機関協議の結果不可となった場合は別途協議するものとします。
25	公募設置等指針 P.12	収益施設の計画等にて、必要給水量が草津市施工範囲よりも増える場合は、認定計画提出者の負担にて必要給水量や引込口径を確保した給水計画が必要と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	公募設置等指針 P.12	上記において必要給水量の増設が必要な場合、草津市施工範囲と認定計画提出者の費用負担はどのように計画すればよいでしょうか。	公募対象公園施設のインフラ整備に伴い、新たな引込み等を行うに当たって、負担金、使用料等が必要となる場合は、認定計画提出者が負担してください。
27	公募設置等指針 P.16	駐車場エリアにEV充電器の設置条件はありますか。特になければ任意提案の範囲と考えてよいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
28	公募設置等指針 P.14	(1) 共通事項の③事業対象区域全体の施設配置およびデザインについて、「ユニバーサルデザインおよびバリアフリーに配慮した計画」とありますが、できる限り配慮をしながら施設の性質上、一部段差など(乳幼児の侵入防止など)も考えられますが問題ないでしょうか。	P42「順守すべき法規制等」に示す各種基準・指針等を参照の上、ユニバーサルデザインおよびバリアフリーに配慮した計画としてください。その上で、安全確保等の合理的な理由により段差等を設ける場合は、利用者への配慮や代替措置(動線・表示等)を含め、提案の中で考え方を明確にしてください。なお、関係課等から修正の必要が生じた場合は、協議の上、調整をお願いすることがあります。
29	公募設置等指針 P.14	(1) 共通事項の③事業対象区域全体の施設配置およびデザインについて、「災害発生時の一時避難地となることから、これに配慮した提案とすること」とありますが、具体的に想定・期待している内容はどのようなものでしょうか。	本公園は一次避難地および広域防災拠点として位置付けられていることから、以下の観点を踏まえた提案を期待しています。 ・避難経路の確保:非常時における円滑な避難動線の設計。 ・防災設備の導入:災害時でも利用可能な太陽光発電式等の駐車場照明、非常照明、誘導灯の設置。 ・運営面での協力体制:災害時に本市の要請に基づき、駐車場の避難場所として開放することや、緊急時の物資提供・支援活動等への協力体制を構築すること。
30	公募設置等指針 P.15	(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項の②公募対象施設の整備に関する条件に記載のあるア公園の利用増進に資する収益施設の設置についてウ「特産品」とありますが、草津市産の特産品のうち、特に販売促進したい特定の物品などあればご指示ください。	特定の品目を指定するものではありません。草津市が「草津ブランド」として認証している農水産物等を参考に提案ください。「草津ブランド」の詳細は以下よりご確認ください。 https://www.city.kusatsu.shiga.jp/citysales/tokusanhin/tokusan/index.html
31	公募設置等指針 P.16	(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項の②公募対象施設の整備に関する条件に記載のあるア公園の利用増進に資する収益施設の設置について「設置条件の詳細にバックヤードなどの施設は公園利用者から見えないよう、景観に配慮した提案とすること」とありますが、施設内や橋、堤防などの視線も考慮すると見えないようにするために過剰な目隠しが必要になります。すでに整備されている他区間と同程度と考えると、利用者には不快感を与えない設えであればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、過度な目隠し等により利用者には不快感を与える設えを求めている趣旨ではありません。既整備区間との調和や景観への配慮を前提に、合理的な範囲で計画してください。
32	公募設置等指針 P.16	(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項の②公募対象施設の整備に関する条件に記載のあるイ駐車場の配置について、駐車場照明は災害時でも利用可能な太陽光発電式等の仕様とすることとありますが、避難時における照度などに関する規定があればご指示ください。	照度の目安として、「道路、公園、駐車場および駐輪場に関する防犯上の指針」(滋賀県)の考え方を踏まえ、設計上の基準を「平均水平照度3lx」としています。(別添「参考資料7:道路、公園、駐車場および駐輪場に関する防犯上の指針」参照)
33	公募設置等指針 P.16、19 電気詳細図3	照明灯4(ソーラー灯)の姿図の記載がありますが、認定計画提出者の施工範囲と考えてよいでしょうか。	照明灯4(D1～D7)については、標準設計において公募対象公園施設として想定しており、認定計画提出者の施工範囲とします。また、公募等設置指針P.16「駐車場の設置について」の設置条件に示すとおり、災害時にも利用可能な太陽光発電式とすることを基本としてください。なお、公募等設置指針P.19「特定公園施設(必須提案施設)の要求水準」(ウ)照明施設等における駐車場照明に関する記載については誤記であるため、本回答にあわせて修正します。
34	公募設置等指針 P.17	(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項の④公募対象公園施設の使用料の額と最低額について「民間事業者が建築物を設置する土地」とありますが、この土地の面積の算出方法について公園利用者が誰でも利用できる軒下なども含まれるのでしょうか。建物の軒下を利用し、市民がくつろぐことができる面積を作るかどうかに関わります。	公園利用者が自由に滞在できる空間については、内容に応じて「特定公園施設(任意提案)」として提案いただき、公募対象公園施設の算定対象面積から除外することが可能です。公募対象公園施設の算定対象面積の取扱いは、提案いただいた空間の機能・利用形態等を踏まえ、協議により整理します。
35	公募設置等指針 P.17	(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項の④公募対象公園施設の使用料の額と最低額について「上記以外の土地」とありますが、こちらは駐車場エリアという認識でよろしいでしょうか。	駐車場等、建築物以外の施設にかかる土地を想定しています。
36	公募設置等指針 P.17	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の①特定公園施設の建設範囲に「必須提案範囲以外の区域」とありますが、必須提案範囲以外の区域に利用増進施設や任意で特定公園施設を作る可能性があるため、具体的に可能区域を図示いただけたいでしょうか。	現時点では、原則として国道1号より東側の都市公園区域を想定しています。(別添「参考資料8:特定公園施設の建設範囲(必須提案範囲以外)参照) 具体的配置は提案内容を踏まえ、本市との協議により調整します。
37	公募設置等指針 P.17	公募対象公園施設の使用料に関する対象面積ですが、建築物を設置する土地は「建築面積」と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	公募設置等指針 P.17	公募対象公園施設の使用料に関する対象面積ですが、上記以外の土地とは具体的にどの範囲でしょうか。埋設配管などのインフラ部分は特定公園施設との区分が難しいため、対象外という認識でよいでしょうか。	公募対象公園施設にかかる埋設配管等は、使用料算定の対象外とします。ただし、当該埋設配管等については、認定計画提出者の負担により、適切に維持管理および修繕対応等を行うものとします。
39	公募設置等指針 P.17	事業終了時公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還する事とありますが、建築物の地盤補強部分についてはどのように考えればよいでしょうか。	期間満了時における取扱いは、協議の上決定します。
40	公募設置等指針 P.18	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種別と整備内容について必須提案施設に「自転車駐車場」とありますが、基本設計から読み取るに10台の想定という認識でよろしいでしょうか。また需要に合わせて多く停められるよう、転倒防止バーなどは不設置でもよろしいでしょうか。またバイクの駐車場は想定不要でしょうか。	台数は、自転車、バイクを含め14台程度を想定していますが、利用実態の見込み等を踏まえた整備台数の提案を望みます。また、設備の仕様(転倒防止バー等)は、利用実態の見込み、安全性、景観・維持管理等を踏まえ、提案により整理してください。
41	公募設置等指針 P.18	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種別と整備内容について特定公園施設(必須提案施設)の要求水準の表内、園路および広場の整備条件内(イ)に「対象エリアを周囲でできるような」整備をすとありますが、「回遊」とは、一直線状に東西を移動できる歩道でよろしいでしょうか。対象エリアを円環状に回遊する想定の場合、この道路幅を確保できない可能性があります。	当該要求水準は、対象エリア全体へのアクセスを担保する経路の確保を求めるものであり、経路形状(一直線/円環等)を指定するものではありません。合理性のある動線計画をご提案ください。

42	公募設置等指針 P.18	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種類の整備内容について特定公園施設(必須提案施設)の要求水準の表内、遠路および広場の整備条件内(イ)に記載のある非常時における避難経路について、平時の通路と比べて、追加で配慮すべき点があればご指示願います。また想定される非常時や避難すべき場所などの想定も教えてください。	「非常時における避難経路」とは、地震や大火等の非常時において、来園者等が安全かつ円滑に避難・誘導できる動線の確保を求めるものです。非常時の通行に支障を来すおそれのある構造は避けてください。なお、避難通路の形状等に関する技術的基準については、別添「参考資料10: 避難通路の場合」を参照してください。
43	公募設置等指針 P.19	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種類の整備内容について特定公園施設(必須提案施設)の要求水準の表内、遠路および広場の整備条件内(オ)に「住宅等隣接地」と記載がありますが、必須提案エリアは住宅と隣接していないと認識しています。必須エリア以外に何か作る場合に植栽緩衝地が必要ということでしょうか?	お見込みのとおりです。
44	公募設置等指針 P.19	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種類の整備内容について特定公園施設(必須提案施設)の要求水準の表内、屋根付広場の整備条件に「屋根付広場は公募対象公園施設と一体構造としないものとする。」とありますが、公募対象公園施設や屋根の下に一部駐車場が食い込む計画も問題ないでしょうか。	提案は可能です。ただし、要求水準を満たし、各施設が必要な性能・機能を確保できる計画としてください。詳細は協議により整理します。
45	公募設置等指針 P.19	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種類の整備内容について特定公園施設(必須提案施設)の要求水準の表内、屋根付広場の整備条件に「雨天時においても快適に過ごすことができるよう、屋根からの雨水の排水処理に配慮した施設とすること」とありますが、屋根から落ちる雨水に配慮しようとする雨樋を回す必要があります。しかし整備コストの増加や雨樋の清掃など維持管理コストも増加する可能性があります。雨天時に大屋根を利用する際、傘を使うことが想定され、完全に配慮しなくても不便ではないと思いますがそうした考えでよろしいでしょうか。	「雨天時においても快適に過ごすことができるよう配慮する」ことの具体的な手法は提案に委ねます。ただし、雨天時の利用を著しく阻害するような設計は避け、想定する利用方法に照らして適切に利用できる施設となるよう計画してください。
46	公募設置等指針 P.20	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種類の整備内容について特定公園施設(必須提案施設)の要求水準の表内、屋根付広場の整備条件に「最低有効高さが4.0m以上」と記載がありますが、屋根を歩道橋と兼ねるなど、建物と一体的な形状にしたときに一部有効高さが4mを下回る可能性もありますが、問題ないでしょうか。	イベント利用等、求める機能・条件を満たすことが確認できる場合は提案可能です。4.0m未満となる部分が生じる場合は、当該箇所の位置・範囲、リスク(安全性・利用制約等)および対応策を併せて提案してください。
47	公募設置等指針 P.19・20	特定公園施設を複合的に組み合わせ、一体の計画をしても良いでしょうか。(例: 大屋根広場の下にトイレを作るなど)	提案は可能です。ただし、要求水準を満たし、各施設が必要な性能・機能を確保できる計画としてください。詳細は協議により整理します。
48	公募設置等指針 P.20	公衆便所は24時間利用可能な施設と考えてよいでしょうか。または夜間利用は無しとするのでしょうか。	公衆便所は24時間利用可能な施設を想定しています。
49	公募設置等指針 P.20	呼出警報装置設置とありますが、設置場所は多目的トイレのみと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。便所で高齢者・車いす利用が想定される便所が該当します。
50	公募設置等指針 P.20	呼出警報装置設置ですが、指定品番や仕様があればお知らせください。外部警報が無い場合は、現地警報のみとし、一定時間経過後に停止するシステムでよいでしょうか。	当該トイレも含めた周辺トイレは他区間と併せ、指定管理者制度による維持管理・運営を想定していることから、最終の仕様については認定計画提出者の提案を踏まえ、本市と協議によって決定するものとします。
51	公募設置等指針 P.20	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の②特定公園施設の種類の整備内容について特定公園施設(必須提案施設)の要求水準の表内、標識の整備条件について公園や公募対象公園施設の名称の決め方の想定があれば教えてください。また、総合案内板は既存区画と同じデザインのものを設置するのが望ましいと考えますが、それらのデータは市より頂戴できる想定でよいでしょうか?	公園の名称については、本市で決定します。公募対象公園施設の名称については、事業者の提案に委ねます。既整備区間の案内サイン等のデータについては、認定計画提出者へ共有予定です。
52	公募設置等指針 P.20	「国道から視認性の高い位置に、公園のイメージに合ったデザインの園名板を整備すること。」とあるように、安全確保・店舗誘致上、国道から公園へ誘導できるサイン掲出は非常に重要と考えます。しかし、公園内に広告物(野立は貴市条例により高さ10m以下)を設置しても、西からは歩道橋等に阻まれ左折レーン進入可能な位置から視認できず、東からは視認後に右折できません。かつ、草津市屋外広告物条例上、当該地付近は民間による非自家用広告物が禁止されていると理解しています。そこで、①草津川跡地整備課様との連名等により、公共物(例えば歩道橋)等視認性の高い位置に、サイン設置許可はいただけますか?	認定計画提出者の提案を踏まえ、別途協議により決定します。
53	公募設置等指針 P.20	上記に関連し、②掲出内容は一般的な広告物に準じた内容(公園愛称、テナント名、営業時間、駐車台数、0m先左折等)とさせていただきます。なお、色彩等は草津市屋外広告物条例に基づく許可基準等に準じたものとしたします。	認定計画提出者の提案を踏まえ、別途協議により決定します。
54	公募設置等指針 P.20	上記に関連し、③国道東側からの通行車が、敷地内の広告物を視認した後に右折が可能になるよう、公園への進入路は確保いただけますか?	国道東側からの通行車両が右折により直接進入することはできません。大路三丁目交差点を右折し、ラウンドアバウトを経由して進入する動線となります。
55	公募設置等指針 P.21	(3) 特定公園施設の建設に関する事項の④工事完了について市で行う工事との調整もあり、難易度の高い工事が想定されます。令和10年3月末までの引き渡しは必須の場合、想定より工事規模の縮小をせざるを得ません。期間の延伸に関する希望を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	特定公園施設の引渡し時期は、原則として令和10年3月末を想定しています。提案内容の質を担保するために合理的な工期設定が必要な場合は、根拠と併せて提案してください。提案は評価基準に基づき選定委員会にて審査します。
56	公募設置等指針 P.23	認定計画提出者は、本市が国庫補助金等の申請手続き等に必要となる設計図書(工事費内訳書、図面、数量計算書、見積書等)とありますが、実施設計図および工事見積がなければよいでしょうか。図面上にて必要数量が分かれば、数量調査は不要でもよいでしょうか。	必要書類については別途協議により決定するものとします。
57	公募設置等指針 P.25	(1) 公募対象公園施設の維持管理・運営に関する事項の①公募対象公園施設公園の利用増進に資する収益施設の維持管理・運営に関する条件に「公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業を基本とする」と記載がありますが、休業日数の上限や冬季休業の可否、週〇日以上の開館義務などは定められていますでしょうか。現在営業している施設に関しては、毎週1日定休日を設けており、別で年末年始と夏季休業の期間を設けております。定休日にはメンテナンスや大掃除などを行っており、安全に運営するためには必要と感じております。	営業日・休業日の取扱いは、原則として通年営業を基本としますが、維持管理・安全確保等の観点から、週1日程度の定休日や年末年始等の休業を設けることは想定し得ます。具体は認定計画提出者と協議の上で決定します。
58	公募設置等指針 P.26	(1) 公募対象公園施設の維持管理・運営に関する事項の②公募対象公園施設(駐車場の維持管理・運営に関する条件)の駐車場の整備・修繕等にかかる役割分担表内において認定計画提出者、市いずれの掃部事由にも基づかない改修・修繕等についてリスク分担が認定計画提出者のみにかかるのは責任が重たすぎると考えています。都度協議の上、決定とさせていただけないでしょうか。	改修・修繕の実施に当たっては、必要性や内容、費用負担等について本市と協議の上、両者の合意に基づき整理します。
59	公募設置等指針 P.26	(2) 特定公園施設の維持管理・運営に関する事項の特定公園施設(任意提案施設)のAに「特定公園施設の供用開始日は令和10年4月1日とします。」とありますが、全体のスケジュールと合わせて調整させていただけないでしょうか。	供用開始日は、原則として令和10年4月を想定しています。ただし、提案内容の質を担保するために合理的な工期・供用開始時期が必要な場合は、根拠と併せて提案してください。提案は評価基準に基づき選定委員会にて審査します。
60	公募設置等指針 P.26	(2) 特定公園施設の維持管理・運営に関する事項の特定公園施設(任意提案施設)のAの表に「消耗品」と記載がありますが、必須提案施設である屋外トイレのトイレトーパーや電球などは市の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

61	公募設置等指針 P.28	(6) その他①のネーミングライツですが、こちらによって得られた収益は、市もしくは事業者どちらの収入になるのでしょうか。	ネーミングライツ料は本市の収入となります。本市は当該収入を、施設の維持管理や魅力向上に資する取組に充当します。導入する場合は、別途募集を行い、審査を経て決定します。
62	公募設置等指針 P.29	(1) 公募への参加資格①応募者の資格要件の方について本事業のために新たにSPCを設立し管理運営を実施する予定のため、当該法人に過去の実績がありません。ただ、構成員が代表企業を担う別のSPCで類似施設の実績があるので、そちらを過去の実績とさせていただきます。	本事業においてSPCを設立して事業を実施する場合であっても、SPCに出資する、または今後SPCの設立・出資を予定している代表構成員または応募構成員の担当分野における実績をもとに、事業遂行能力を評価します。 また、代表構成員または応募構成員が、過去または現在在参画している別のSPCにおいて類似事業を実施している場合には、当該構成員が当該SPC内で実際に担っていた業務内容にかかる実績に限り、当該構成員の実績として記載して差し支えありません。この場合、当該類似事業において応募時点に想定されていた当該構成員の役割と、実際のSPCにおける事業実施内容との間に齟齬がないことを前提とし、本事業において当該構成員が担う予定の役割と、類似事業のSPCにおいて担っていた役割が合致している実績について記載してください。
63	公募設置等指針 P.29	5章(1)①オについて建設業務を共同企業体(JV)で実施する場合、競争入札参加資格については、代表構成員が当該資格を有していれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、構成員すべてが競争入札参加資格を有している必要があるか、ご教示ください。	代表構成員に限らず、建設業務を担当する法人が当該資格を有していれば要件を満たします。
64	公募設置等指針 P.29	一般建築士事務所登録は滋賀県での登録が必要ですか？	滋賀県での登録に限りません。関係法令に基づき適切に対応ください。
65	公募設置等指針 P.29	特定公園施設の建設業務の実施法人について、1社以上を施工体制に含める場合、複数社で要件を確保する体制でもよろしいでしょうか。例として、元請…過去10年以内における公園・広場の建設工事実績 一次請け…草津市競争入札参加資格「工事」「土木一式」等	要件は、当該業務を担う主体として必要な水準を確保するために定めるものです。複数社で要件を分担して満たす取扱いは想定していません。
66	公募設置等指針 P.29	応募構成員に関する「法人」については、株式会社でなくても良いでしょうか。(例：有限会社、合同会社、など)	差し支えありません。ただし、事業遂行に必要な信用力・実施体制を確保できる法人としてください。審査において総合的に判断します。
67	公募設置等指針 P.29	公募対象公園施設の運営管理責任者に公園常駐義務はございますか？	常駐を一律に義務付けるものではありません。ただし、トラブル発生時等に必要に対応が速やかに行える連絡体制・出勤体制を確保し、適切に運営できる体制を提案してください。
68	公募設置等指針 P.29	公募対象公園施設において、運営管理責任者の公園内に常駐は明記されていませんが、常駐の必要性はなしという解釈でよろしいでしょうか。	NO.67のとおりとします。
69	公募設置等指針 P.30	5章(1)②応募者の制限の中の⑧にある選定委員会の委員が属する企業とはP.38の選定委員会委員の所属欄での判断で問題ないでしょうか。	選定委員会委員の所属欄に示す所属に加え、以下も対象に含まれます。 小社委員：NPO法人つながるKYOTOプロジェクト、NPO法人山科麒麟こどものひろば
70	公募設置等指針 P.36	(4)①に「公募対象公園施設の概要」がA4版1ページ以内との規定がありますが、平面図等を記載するとかんまり小さくなるかと思えます。1ページに納まる図面の大きさで分かる程度の情報密度でよいという認識でよろしいでしょうか。若しくは指定の縮尺はございますでしょうか。	様式8-4に記載のとおり、概略建築図(施設ごとに添付)は別途添付可能です。必要に応じて添付してください。縮尺を一律に指定するものではありませんが、審査上、内容が判読できる表現としてください。
71	公募設置等指針 P.39	(3) 審査方法等の④結果通知に「選定結果は審査講評とあわせて、市ホームページで公表します。」とありますが、審査内容に企業ノウハウが含まれる可能性があること、リーシングを行う場合、テナントとの契約前である可能性が高くテナントの社名が出せない可能性があるなど、公表前に内容を確認させていただきたいのですが、可能でしょうか。	公表に当たっては、応募者の機密情報等に配慮し、必要に応じて応募者へ確認を行った上で、公表範囲を調整します。
72	公募設置等指針 P.39	(3) 審査方法等の⑦の「公募設置等計画の認定について認定にあたっては、選定委員会での意見を踏まえ、必要に応じて本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画の一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。」との記載について可能な限り選定委員会および市の意向に沿いたいと考えておりますが、事業コストや収益性に開く内容については慎重にならざるを得ないケースも生じ得ると思えます。事業者の立場にも配慮する形で調整いただけるという理解でよろしいでしょうか。	公募設置等計画の認定に向けた調整は、選定委員会の意見を踏まえつつ、法令・要求水準等の適合を前提に、本市と設置等予定者双方で協議の上で行います。事業コストや収益性に影響する事項についても、合理性・必要性を踏まえ、協議の上で調整します。
73	公募設置等指針 P.42	順守すべき法規制等内の「・遊具の安全に関する規程(日本公園施設業協会)」は、屋外のみではなく屋内遊具に関しても適用する必要がありますでしょうか。	公募対象公園施設として整備する屋内遊具については、「遊具の安全に関する規程」における「対象としない遊具」の整理を踏まえ、適用関係を確認した上で計画してください。安全性の確保は必須であり、必要に応じて同等以上の安全基準・メーカー基準等に基づく設計・維持管理方針を提案してください。
74	公募設置等指針 P.43	公共建築工事標準仕様書等は特定公園施設の建築物にのみ適用すると記載がありますが、外構部分のインフラ設備部分や設備機器、器具類については対象外と考えても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、公園施設としての公共性を踏まえ、公共施設に準じた水準(品質・耐久性・安全性・維持管理性等)を確保する計画としてください。
75	公募設置等指針 P.43	上記について、公募対象公園施設およびそれにかかる外構部分のインフラ設備部分や設備機器、器具類については対象外と考えても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	公募設置等指針 P.44	リスク分担保の「法の成立によるもの」の「上記以外の法令等の変更、新たな規制立法の成立によるもの」とありますが、このような事態が発生した場合、対処法についても因なら指示がある可能性があると存じます。また、大幅に建築基準法などが改正された場合、事業者側すべてのリスクを負うのは難しいと考えます。「協議事項」にさせていただけないでしょうか。	法令等の変更に伴う対応は、公募設置等指針に定めるリスク分担保に従い、原則として認定計画提出者の責任と負担において実施するものとします。ただし、改正内容が事業の実施に与える影響が大きい場合には、必要に応じて本市と情報共有を行い、手続・対応の進め方について協議します。
77	公募設置等指針 P.44	リスク分担保の「税制リスク」に「上記以外の税制変更」とありますが、特定公園施設は市の財産になるため、いかなる税制変更についても市が負担すべきと考えます。	公募設置管理制度における「特定公園施設」は、認定計画提出者が事業収益を活用して整備し、整備後に公共へ譲渡する施設として位置付けられています。このため、整備期間中は公募対象公園施設と同様に認定計画提出者の所有となり、当該期間にかかる税制上の取扱いについても、原則として認定計画提出者の負担とします。また、特定公園施設は譲渡後、市の財産として管理されることから、譲渡後に発生する税制上の取扱いについては、本事業におけるリスク分担保の対象外とします。ただし、特定公園施設の譲渡に伴い発生する消費税および地方消費税については、本事業に内在するリスクと整理し、市の財産として取得することを踏まえ、市の負担とします。
78	公募設置等指針 P.44	リスク分担保に「文化財の発掘」とありますが、現時点で文化財リスクがわかる資料はありますか。ご提示いただけますと幸いです。	文化財に関する既存資料として、「草津市遺跡地図」を公開しています。現時点で把握している文化財の位置等については、当該資料をご確認ください。 https://www.city.kusatsu.shiga.jp/bunka/rekishi/maizoubunka/bunkazai20190307.html https://www.city.kusatsu.shiga.jp/bunka/rekishi/maizoubunka/isekimap2021.html
79	公募設置等指針 P.44	リスク分担保に「文化財の発掘による事業変更」とありますが、文化財や地中障害の発生により収益性への影響が大きく事業を中止せざるを得ないと事業者側が判断した場合も市負担による「中止」と認められますか。	事業継続の可否(中止を含む)は、原因・影響範囲・代替措置の可能性等を踏まえ、本市と認定計画提出者で協議の上で判断します。協議の結果、「中止」と整理された場合の費用負担等は、公募関係資料に定めるリスク分担保に基づき整理します。
80	公募設置等指針 P.44	リスク分担保に地中障害物と記載がありますが、土壌汚染が認められた場合もこちらに該当するのでしょうか。	滋賀県への土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届において、土壌汚染対策法施行規則第26条に規定する土地の基準に該当するとは認められない旨の回答を得ています。万が一、想定外の土壌汚染が判明した場合の対応は、市の責任と負担を基本として整理します。
81	公募設置等指針 P.45	リスク分担保に「簡易施設による利用者減、収入減」と記載がありますが、市の方で類似施設を公共施設として建設しないといった配慮はいただけますでしょうか。	民業を不当に圧迫することをないよう配慮いたしますが、公共施設整備において、将来にわたり「同業態を整備しない」ことを約束することは困難です。また、草津川跡地公園の整備については、区間ごとのテーマに沿って進めていることから、既存施設とコンセプト等が過度に重複しないよう配慮いたします。
82	公募設置等指針 P.46	「自然災害等に起因して本市が業務の一部または全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償はしない」とありますが、長期間、公募対象公園施設の休業が発生しないよう、他の区画の駐車場を優先して使うなどの配慮はお願いできますでしょうか。数日であればよいですが、数カ月～数年の休業は大きなリスクと考えます。	本公園の駐車場等は、一時的な避難地としての活用を想定しており、数か月から数年にわたる継続利用は想定していません。運用の詳細は災害状況等により異なりますが、長期にわたり施設運営に著しい影響が生じないよう、必要に応じて運用面も含め調整します。 ※一次避難地…地震等の災害による家屋の倒壊、消失等により被害を受けた、あるいは受けるおそれのある場合に最初に避難する場所のこと。大火の危険が迫った場合は広域避難地に再避難するための避難中継地として機能します。
83	評価基準書 表	1. 事業計画の業務実績の「代表となる法人において、都市公園におけるPark-PFIに取り組んだ実績があるか」との記載について、実績がある企業を代表にすることもできるのですが、できれば地元企業を代表企業にしたいと考えております。地元企業活用と実績のどちらを優先すべきでしょうか。	本評価基準においては、代表となる法人について、都市公園におけるPark-PFIに取り組んだ実績を有していることを評価対象として定めています。このため、代表法人については、当該実績を有する法人としていただくことが望ましいと考えます。なお、地元企業の参画に関する評価については、代表法人であるか否かによって左右されるものではありません。地元企業の活用については、構成員としての参画等によりご検討ください。

84	評価基準書 表	1.事業計画の整備工程の妥当性について提案する工事規模によっては開業予定に合わせるのが難しいと考えています。開業予定の延伸を認めていただけないでしょうか。	開業時期は、原則として令和10年4月を想定しています。ただし、提案内容の質を担保するため合理的な開業時期が必要な場合は、根拠と併せて提案してください。提案は評価基準に基づき選定委員会にて審査します。
85	基本協定書(案)	基本協定書(案)について、提案後から事業開始までの間に事業内容の具体化が進むことを想定しておりますが、その過程において、基本協定書の条文について協議・調整を行うことは可能でしょうか。市の基本的な考えをご教示ください。	基本協定書(案)の内容は、事業内容の具体化に伴い、協議・調整の上で締結します。
86	基本協定書(案) P.14	第45条について事業者が相応のリスクを負って投資した公募対象公園施設に対して、事業期間終了後、市に無償譲渡することや、別の予定者に権利を譲渡することは到底考えられないです。施設が問題なく使える場合、事業者の運営期間の延長を検討いただけないでしょうか。この第45条がこの方針のまま残るとなると、公募への参画自体、慎重にならざるを得ません。	公募設置管理制度上、認定公募設置等計画の有効期間は原則20年です。期間満了時の施設の取扱い(撤去・原状回復等)および、満了後の取扱いについては、制度・法令に基づく手続を前提として、満了前に協議の上で整理します。
87	様式3	グループ名称の取扱いについてお伺いいたします。本プロポーザルにおいて使用するグループ名称は、提案時のみ使用する名称と理解すればよろしいでしょうか。それとも、事業実施段階以降も継続して使用することを想定した名称として設定する必要がありますか、ご教示ください。	本公募において使用するグループ名称は、公募設置等計画の提出時に用いる名称としてください。なお、事業実施段階以降における名称の継続使用を求めものではなく、認定公募設置等計画の提出時において、グループ名称を変更することは可能です。
88	様式3	構成法人の欄が2枠設けられていますが、構成法人ごとに個別に作成する形で、構成法人の項目を1枠に修正しても差し支えないでしょうか。構成法人が複数企業に渡る場合、記載ミスや書類の授受ミスを防ぐ目的です。ご検討をお願いいたします。	様式の趣旨が損なわれない範囲で、1ページ1枠とする体裁修正は差し支えありません。上記に伴い、様式の体裁の修正を行いました。
89	様式3	構成法人の主たる役割の記載についてお伺いいたします。「設計および監理業務、特定公園施設の建設業務、公募対象公園施設の管理・運営業務」以外の役割(例:テナントリーシング等)を担う法人がいる場合、主たる役割として任意に記載しても差し支えないでしょうか。その場合、評価上の取扱いに関して留意事項等がございましたら併せてご教示ください。	差し支えありません。評価上の取扱いは、提出された提案内容および体制の合理性・実現性等を踏まえて総合的に判断します。
90	様式4-1	構成法人の欄が2枠設けられていますが、構成法人ごとに個別に作成する形で、構成法人の項目を1枠に修正しても差し支えないでしょうか。構成法人が複数企業に渡る場合、記載ミスや書類の授受ミスを防ぐ目的です。ご検討をお願いいたします。	委任状(様式4-1)は1枚の書類として完結するものとし、全ての構成法人の記載および押印が同一ページ内に収まる形で様式の記載内容を参考に作成してください。
91	様式4-2	様式内に記載されている「※欄が不足する場合は、適宜追加してください。」との記載についてお伺いいたします。 構成法人が多数ある場合、 ① 構成法人の欄を2ページ目以降に追加する方法 ② 構成法人ごとに社1枚で作成する方法 のいずれかの対応が適切か、ご教示ください。	委任状と同様に、可能な限り1枚の書類として完結する形式としてください。やむを得ず1枚に収まらない場合は、①「構成法人の欄を2ページ目以降に追加する方法」により対応してください。その際、同一の様式内の書類であることが明確に分かるよう、様式番号や表題等を統一して記載してください。
92	様式4-2	構成法人の代表者記載欄に記載されている「(実印)」の取扱いについてお伺いいたします。本記載は、法人代表者個人の実印の押印が必要との理解でよろしいでしょうか。また、「(印)」との表記につきましては、電子印(電子署名等)による対応も可との理解で差し支えないか、併せてご教示ください。	「(実印)」は誤記であり、正しくは「(印)」です。上記に伴い、様式の体裁の修正を行いました。代表者印を押印してください。また、特参または郵送にて原本提出としていることから、押印について、電子印は不可とします。
93	様式5	「その他」欄の記載内容についてお伺いいたします。本欄につきましては、様式内の他項目では記載しきれない事項を補足的に記載する欄との理解で差し支えないでしょうか。差し支えなければ、記載を想定されている内容(例示)や、評価上の取扱いに関する考え方についてもご教示いただけますでしょうか。	「その他」欄は、様式内の他項目で記載しきれない事項を補足的に記載する欄として想定しています。評価上、当該欄のみを特別に評価対象とする想定はありません。
94	様式6	住所欄の記載内容について確認させてください。様式における住所欄につきましては、本籍地ではなく、提出時点における現住所を記載するとの理解で差し支えないでしょうか。ご認識についてご教示いただけますと幸いです。	提出時点における現住所を記載してください。
95	様式7-1	実績の記載ページ数について確認させてください。実績の記載につきまして、1件あたりのページ数(A4判1枚以内等)に関する指定はございますでしょうか。指定がない場合、可読性や内容の充実を考慮し、2ページ以上に分けて記載することが評価上問題ないか、併せてご教示いただけますでしょうか。	実績は、1件あたり1ページ以内で記載してください。
96	様式7-1	実績の提出件数の考え方について確認させてください。「※複数の実績がある場合は、追加して作成してください。(合計で3件まで)」との記載につきまして、当該「合計で3件まで」は、構成法人ごとの上限を指すのか、あるいは、共同企業体(グループ)全体としての上限を指すのか、いずれの解釈となるかご教示いただけますでしょうか。	グループ全体で合計3件までとしてください。
97	様式7-2	実績の記載ページ数について確認させてください。実績の記載につきまして、1件あたりのページ数(A4判1枚以内等)に関する指定はございますでしょうか。指定がない場合、可読性や内容の充実を考慮し、2ページ以上に分けて記載することが評価上問題ないか、併せてご教示いただけますでしょうか。	実績は、1件あたり1ページ以内で記載してください。
98	様式8-1~8-4	任意様式にて作成しても差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。また、任意様式とする場合、枠の大きさについて指定がございましたら、併せてご教示ください。	任意様式で作成ください。枠の大きさに指定はありません。
99	様式集	枠外に記載している注意事項(「※~」)に関しては、削除してもよろしいでしょうか。	削除して差し支えありません。
100	17枚ノ内11 汚水排水設備平面図-3	特定公園施設(公衆便所)および公募対象公園施設で整備する建物の汚水は「汚3」のマンホールを利用し「汚公」より排水としてよいでしょうか。	標準設計においては、今回の敷地内の汚水配管を本管相当と想定して設計を行っています。なお、認定計画提出者の接続については、提案内容に基づき、各インフラ管理者と協議してください。
101	170枚ノ内78 雨水排水設備平面図	特定公園施設および公募対象公園施設で建築物の雨水排水は、南側道路路際に敷設予定のプレキャストU型側溝-1に接続する計画でよいでしょうか。また、接続点については雨水枡を修正設計で計画してもらえんかと考えてよいでしょうか。	公募対象公園施設に関する修正設計については、認定計画提出者負担となります。
102	電気詳細図1	照明灯5(低ボール灯)、照明灯6(スポットライト)の姿図の記載がありますが、認定計画提出者の施工範囲と考えてよいでしょうか。	特定公園施設(必須提案施設)の参考図であり、認定計画提出者の施工範囲です。
103	電気設備平面図 電気詳細図1	上記照明の器具仕様や台数、設置箇所に指定はありますでしょうか。	器具仕様を参考とし、要求水準の性能を満たす範囲で提案可能とします。
104	電気設備平面図 電気詳細図2	照明灯1(高ボール灯A)の姿図の記載がありますが、認定計画提出者の施工範囲と考えて、敷地内に設置する器具と考えてよいでしょうか。	特定公園施設(必須提案施設)の参考図であり、認定計画提出者の施工範囲です。
105	電気設備平面図 電気詳細図2	上記照明の器具仕様や台数、設置箇所に指定はありますでしょうか。	器具仕様を参考とし、要求水準の性能を満たす範囲で提案可能とします。
106	電気設備平面図 電気詳細図2	照明灯2,3(高ボール灯B,C)の姿図の記載がありますが、道路灯と考え、認定計画提出者の施工範囲と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。標準設計において、道路灯と公園内照明を兼ねる照明としています。
107	電気詳細図2	コンセントボールの姿図の記載がありますが、認定計画提出者の施工範囲と考えてよいでしょうか。	特定公園施設(必須提案施設)の参考図であり、認定計画提出者の施工範囲です。
108	電気設備平面図 電気詳細図2	上記コンセントボールの仕様や台数、設置箇所に指定はありますでしょうか。	器具仕様を参考とし、要求水準の性能を満たす範囲で提案可能とします。

109	電気設備平面図 電気詳細図3	上記照明の台数、設置箇所は電気設備平面図に記載のD1～D7の7台を参考に見込めば良いでしょうか。	照度の目安として「道路、公園、駐車場および駐輪場に関する防犯上の指針」（滋賀県）の考え方を踏まえ、設計上の基準を「平均水平面照度3lx」としており、要求水準の性能を満たす範囲で提案可能とします。（別添「参考資料7：道路、公園、駐車場および駐輪場に関する防犯上の指針」参照）D1～D7については標準設計において公募対象公園施設として想定しており、駐車場は一次避難場所としての利用を想定していることから、駐車場照明は災害時にも利用可能な太陽光発電式等の仕様としています。
110	電気設備平面図 電気詳細図3	照明灯4（ソーラー灯）の埋設配管、ケーブル工事は認定計画提出者の施工範囲と考えてよいでしょうか。またハンドホールは草津市施工範囲のH12～H18と共用してもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。標準設計において、照明灯4（ソーラー灯）についてはケーブル工事不要の想定をしています。
111	電気設備平面図 電気詳細図3	監視カメラの盗図の記載がありますが、草津市の施工範囲と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。実際の設置位置については、別途認定計画提出者の提案を踏まえ、協議により決定します。
112	電気設備平面図 電気詳細図3	監視カメラが電気設備平面図で駐車場エリアのみに配置されていますが、その他範囲は不要と考えてよいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
113	給水設備平面図	北側および西側に給水引込系統が2系統ありますが、給水系統区分は決まっていますでしょうか。公衆便所および収益施設の給水系統はどちらを利用する想定でしょうか。	標準設計においては、認定計画提出者の給水の引き込みは西側からの引き込みを想定しており、本市の管理する特定公園施設等の引き込みについては北側の引き込みを想定しています。
114	給水設備平面図	北側および西側に給水引込において、2系統からの引込について所轄水道局とは協議済と考えてよいでしょうか。	事前協議において、2系統からの引込みとして協議を行っております。なお、実際の引き込み協議については、認定計画提出者の提案内容に基づき、各インフラ管理者と協議してください。
115	給水設備平面図	北側の給水引込系統からチーズ分岐し、敷地北側沿いにPE30および散水栓2箇所の記載が図面上、白黒表示となっていますが、この範囲も草津市施工範囲でしょうか。	ご質問の北側の給水管（給水管-1（Peφ30）48.9mより西側の施工）の施工については本市にて施工いたします。
116	給水設備平面図 給水詳細図-2	平面図に記載されている給水管の埋設深さはH=1200ですが、b、c、d断面はどの位置を示すお知らせください。	別図の赤丸で示す箇所となります。（別添「参考資料11：給水設備平面図」参照）
117	排水設備平面図 排水詳細図-6	汚水マンホールが詳細図-6ではC1～C6までありますが、排水設備平面図ではC1～C3までしか見当たりません。C1～C3の3箇所が草津市施工と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	排水設備平面図 排水詳細図-6	草津市施工の汚水マンホールは人孔ですが、認定計画提出者の施工範囲となる排水樹は小口径樋でもよいでしょうか。	標準設計においては今回の敷地内の汚水配管を本管相当と想定して設計を行っています。認定計画提出者の施工については、別途、認定計画提出者において、各インフラ管理者（関係者を含む）と協議してください。
119	排水設備平面図	受水槽系統の排水管は認定計画提出者の施工範囲でしょうか。	水槽・排水管の使用等については、NO.21のとおりとします。
120	標準設計図書 共通	各図書下部に朱書きで「※必須提案範囲については、特記がない限り、原則として特定公園施設として整備するものとする。」と記載があるが、必須提案範囲外の高木や植栽については、草津市施工と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、認定計画提出者による提案が事業対象区域まで広がった場合の施工については別途協議とします。
121	標準設計図書 共通	駐車場諸寸法について車室車路の寸法は標準設計に基づいた幅2500mm x 奥行5000mm 車路幅6000mmを確保する必要がありますでしょうか。駐車場法に基づいた寸法でもよいでしょうか。	標準設計においては、「駐車場設計・施工指針：国土交通省」・「道路構造令の解説と運用：日本道路協会」や近隣で整備した公共公園駐車場の駐車スペースを参考に各種寸法を決定しています。寸法については近隣の公共駐車場も参考にし、事業者の柔軟な提案に委ねるものとします。
122	標準設計図書 共通	用途地域境（ライン）が記されている図面の提供をお願いできますでしょうか。	用途地域境については草津市ホームページならびに所管課へ確認をお願いします。
123	標準設計図書 共通	公募対象公園施設として整備する駐車場舗装前の引渡時の状態（想定）を教えてください。例：設定レベルから○mm下がりと、転圧はされている状態か否か	駐車場舗装計画高さから-240mmでの引き渡しを想定しています。実際の引き渡し高さ・仕上げについては認定計画提出者の舗装構成を確認し、協議により決定するものとします。
124	—	受注後、提案する建物形状にあわせて駐車場などの図面を修正できる余地はございますでしょうか。建屋を建てられる面積が狭く、駐車場側をもう少し工夫して、面積を狭くできる余地はないかと考えております。なお、その際の駐車場の図面修正については、市の方のご負担を希望いたします。市の負担での修正が難しい場合は、駐車場の修正はしない方向で考えます。	駐車台数120台以上を確保した上で、駐車場（公募対象公園施設）のオンサイト貯留機能を担う施設については、公募設置等計画を踏まえ、本市により修正設計・建設を行うこととしています。オンサイト貯留機能は水の必要貯留量（343m ³ ）を確保する必要があり、修正設計の範囲・費用については提案内容・修正の理由・範囲・市工事との関係等を踏まえ、設置等予定者決定後、別途協議を行う予定です。（別添「参考資料10：オンサイト貯留」参照）
125	—	標準設計を実施した会社が公表されていれば教えてもらいたい。	株式会社E-DESIGNです。
126	—	区間6において、本事業対象区域以外の工事は、今回と同様の公募形式となるのか。あるいは、通常の入札となるのか。	本事業対象区域以外のエリアの整備については、Park-PFIの活用は想定しておらず、市が発注する通常の工事による整備を予定しています。